

短期入所施設ストラーダ 運営規程 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人としわ会が開設する短期入所施設 ストラーダ（以下「当施設」という。）において実施する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付して説明を行うものとする。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供する。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1）施設名 : 短期入所施設ストラーダ
- （2）開設年月日 : 平成18年2月16日
- （3）所在地 : 名古屋市中区金山五丁目8番1号
- （4）電話番号 : (052) 882-1040
- （5）FAX番号 : (052) 882-6655
- （6）管理者名 : 鈴木 香織
- （7）介護保険指定番号 : 2370601086号

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- （1）管理者 : 1人以上

- | | | |
|-----|---------|--------|
| (2) | 医師 | 1人以上 |
| (3) | 看護職員 | 1人以上 |
| (4) | 介護職員 | 8人以上 |
| (5) | 生活相談員 | 1人以上 |
| (6) | 機能訓練指導員 | 2人以上 |
| (7) | 管理栄養士 | 1人以上 |
| (8) | 事務員 | 1人以上 |
| (9) | 調理員 | (委託業者) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 事務員は、上司の命を受け、介護報酬請求事務、入退所の事務補助その他必要な事務を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用定員数は併設利用型 25名とする。

(短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の内容)

第8条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりにする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食費、滞在費、日用品費、教養娯楽費、室料、委託洗濯代、テレビ・冷蔵庫のレンタル品代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

中区、中村区、中川区、熱田区、瑞穂区、昭和区、千種区、西区、東区、北区

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 11 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証等の確認をする。
- ・面会時間は、午前 9 時より午後 7 時とする。
- ・消灯時間は、午後 8 時とする。
- ・外出・外泊は、その都度施設長に届け出、承認を得ることとする。
- ・外出・外泊時等の施設外での受診は、原則として禁止するが、緊急かつやむを得ない場合には速やかに施設に連絡し、施設の指示に基づいて行うこととする。
- ・飲食物等の持ち込みは前もって職員に相談することとする。
- ・火気の取扱いは、必ず職員の立会のもとで行うこととする。
- ・飲酒は禁止とする。
- ・設備・備品の利用は、ベッド設備、枕灯等を除き、必ず職員の立会のもとで行うこととする。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、各自の床頭台、箆箆に収納できる範囲とし、必ず氏名を記載する。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として 1 階事務室にて行う。
- ・ペット、下記及び危険物等の持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は、禁止する。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第 13 条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 14 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 15 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人としわ会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 16 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 17 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 18 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 19 条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設（事業所）において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人としわ会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成 18 年 2 月 16 日より施行する。

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 21 年 3 月 16 日より施行する。

この運営規程は、平成 22 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 12 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 28 年 4 月 19 日より施行する。

この運営規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 29 年 1 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 29 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 元年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 元年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 3 年 5 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 3 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。